

締約国に関する情報 B E	ベルギー  一般情報	附属書 B 1 B E
国内官庁の名称	Belgian Intellectual Property Office (IPObel) (ベルギー知的財産庁 (IPObel))	
所在地	Atrium C, Rue du Progrès 50, B-1210 Bruxelles, Belgium	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(32-2) 277 90 11	
電子メール	opridie-tech@economie.fgov.be	
インターネット	http://economie.fgov.be/fr/themes/propriete-intellectuelle/office-belge-de-la-propriete	
ファクシミリ装置	(32-2)277 52 62	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	出願人がWIPO DASから国内出願を取得できるようにする用意がある	
ベルギーの国民及び居住者のための管轄受理官庁 <sup>2</sup>	欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
ベルギーが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>3</sup>	欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 ベルギーの国民若しくは居住者、又はベルギーに業務上の本拠地を有する法人は、国際出願が国の防衛又は安全に利害関係を有する場合、ベルギー知的財産庁 (IPObel) に国際出願しなければならない。

3 対応する国内段階を参照されたい。

B E	ベルギー（続き）	B E
国内官庁が認める手数料の支払方法	適用されない。国内官庁は受理官庁として行動しておらず、国内ルートを開鎖している。	
国際型調査に関するベルギーの規定（PCT第15条）	経済法第10節，第XI.23条	
国際公開に基づく仮保護	欧州特許を目的とする指定の場合： (1) EPOの公用語の1つによって公開された国際出願： 当該出願の請求の範囲についての翻訳に関する国内的要件が満たされていることを条件として事情により相当な補償 (2) EPOの公用語でない言語によって公開された国際出願： (1)に規定する保護は，EPOがその公用語の1つにより提供された国際出願を公開するまで効力を生じない	
ベルギーが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
欧州特許については，附属書B 2の欧州特許機構（EP）を参照		